

大阪府条例第二十六号

大阪府介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大阪府介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成三十年大阪府条例第二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(構造設備の基準)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>3 2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 診察の用に供する電気、光線、熱、蒸気又はガスに関する構造設備については、危害防止上必要な方法を講ずることとし、放射線に関する構造設備については医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第三十条、第三十条の四、第三十条の十三、第三十条の十四、第三十条の十六、第三十条の十七、第三十条の十八（第一項第四号から第六号までを除く。）、第三十条の十九、第三十条の二十第二項、第三十条の二十一、第三十条の二十二、第三十条の二十三第二項、第三十条の二十五、第三十条の二十六第三項から第五項まで及び第三十条の二十七の規定の例による。</p> <p>四一七 (略)</p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第二十三条 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(構造設備の基準)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>3 2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 診察の用に供する電気、光線、熱、蒸気又はガスに関する構造設備については、危害防止上必要な方法を講ずることとし、放射線に関する構造設備については、医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第三十条、第三十条の四、第三十条の十三、第三十条の十四、第三十条の十六、第三十条の十七、第三十条の十八（第一項第四号から第六号までを除く。）、第三十条の十九、第三十条の二十第二項、第三十条の二十一、第三十条の二十二、第三十条の二十三第二項、第三十条の二十五、第三十条の二十六第三項から第五項まで及び第三十条の二十七の規定を準用する。この場合において、同令第三十条の十八第一項中「いずれか及び第四号から第六号までに掲げる措置」とあるのは「いずれかと読み替えるものとする。」</p> <p>四一七 (略)</p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第二十三条 (略)</p> <p>3 2 (略)</p> <p>3 介護医療院の管理者は、次に掲げる業務を委託する場合は、医療法施行規則第九条の八、第九条の九、第九条の十二、第九条の十三、別表第一の二及び別表第一の三の規定を準用する。この場合において、同令第九条の八第一項中「法第十五条の三第一項第二号の病院、診療所又は前条の施設（施設告示第四号に定める施設を除く。）における厚生労働省令で定める基準」とあるのは「病院、診療所又は臨床検査技師等に関する法律第二十条の三第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める施設（昭和五十六年厚生省告示第十七号。以下この条において「施設告示」という。）に定める施設（施設告示第四号に掲げる施設を除く。）における検体検査の業務の適正な実施に必要なものの基準」と、同条第二項中「法第十五条の三第一項第二号の前条の施設（施設告示第四号に定める施設に限る。）における厚生労働省令で定める基準」とあるのは「施設告示第四号に掲げる施設におけ</p>

第三十三條の二 介護医療院の管理者は、省令第五條第二項第二号ロに規定する検体検査の業務を委託する場合は、次に掲げる者のいずれかに該当する者に委託しなければならない。

- 一 臨床検査技師等に関する法律（昭和三十二年法律第七十六号）第二十條の三第一項の登録を受けた衛生検査所の開設者
- 二 病院、診療所又は臨床検査技師等に関する法律第二十條の三第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める施設（昭和三十六年厚生省告示第十七号。以下この項において「施設告示」という。）に定める施設（施設告示第四号に掲げる施設を除く。）において検体検査の業務を行う者であつて、医療法施行規則第九條の八第一項各号に規定する基準に適合するもの
- 三 施設告示第四号に掲げる施設において検体検査の業務を行う者であつて、当該施設の開設者であるもの

2) 介護医療院の管理者は、医療機器又は医学的処置の用に供する衣類その他の繊維製品（以下この項において単に「繊維製品」という。）の滅菌又は消毒の業務を委託する場合は、医療法施行規則第九條の九第一項各号に規定する基準に適合する者に、クリーニング業法（昭和三十五年法律第二百七号）第三條第三項第五号の規定により行う繊維製品の消毒を委託する場合は同令第九條の九第一項第十三号に規定する基準に適合する者に、それぞれ委託しなければならない。

3) 介護医療院の管理者は、医薬品医療機器等法第二條第八項に規定する特定保守管理医療機器の保守点検の業務を委託する場合は、医療法施行規則第九條の十二各号に規定する基準に適合する者に委託しなければならない。

る検体検査の業務の適正な実施に必要なもの基準」と、同令第九條の九第一項中「法第十五條の三第二項の規定による医療機器」とあるのは「医療機器」と、「医学的処置若しくは手術」とあるのは「医学的処置」と、同令第九條の十二中「法第十五條の三第二項の規定による第九條の八の二に定める医療機器」とあるのは「医薬品医療機器等法第二條第八項に規定する特定保守管理医療機器」と、同令第九條の十三中「法第十五條の三第二項の規定による医療」とあるのは「医療」と読み替えるものとする。

- 一 省令第五條第二項第二号ロに規定する検体検査の業務
- 二 医療機器又は医学的処置の用に供する衣類その他の繊維製品の滅菌又は消毒の業務
- 三 医薬品医療機器等法第二條第八項に規定する特定保守管理医療機器の保守点検の業務
- 四 医療の用に供するガスの供給設備の保守点検の業務（高圧ガス保安法（昭和三十六年法律第二百四号）の規定により高圧ガスを製造し、又は消費する者が自ら行わなければならないものを除く。）

4 | 介護医療院の管理者は、医療の用に供するガスの供給設備の保守点検の業務（高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）の規定により高圧ガスを製造し、又は消費する者が自ら行わなければならないものを除く。）を委託する場合は、医療法施行規則第九条の十三各号に規定する基準に適合する者に委託しなければならない。

（構造設備の基準）

第四十六条 ユニット型介護医療院の建物（入居者の療養生活のために使用しない附属の建物を除く。以下この条において同じ。）は、耐火建築物でなければならない。ただし、次の各号のいずれかの要件を満たす二階建て又は平家建てのユニット型介護医療院の建物については、準耐火建築物とすることができる。

一・二 (略)

3 2 (略)

一・二 (略)

三 診察の用に供する電気、光線、熱、蒸気又はガスに関する構造設備については、危害防止上必要な方法を講ずることとし、放射線に関する構造設備については、医療法施行規則第三十条、第三十条の四、第三十条の十二、第三十条の十四、第三十条の十六、第三十条の十七、第三十条の十八（第一項第四号から第六号までを除く。）、第三十条の十九、第三十条の二十第二項、第三十条の二十一、第三十条の二十二、第三十条の二十三第二項、第三十条の二十五、第三十条の二十六第三項から第五項まで及び第三十条の二十七の規定の例による。

四一七 (略)

（準用）

第五十五条 第七条から第十三条まで、第十五条、第十七条から第二十号まで、第二十三条、第二十五条から第二十八条まで及び第三十二条から第四十二条までの規定は、ユニット型介護医療院について準用する。この場合において、第七条第一項中「第二十九条に規定する運営規程」とあるのは「第五十二条に規定する重要事項に関する規程」と、第二十七条第二項中「この章」とあるのは「第五章第三節」と、第三十三条の二第一項中「第五条第二項第二号ロ」とあるのは「第四十五条第二項第二号ロ」と、第四十二条第二項第四号中「第十六条第五項」とあるのは「第四十八条第七項」と読み替えるものとする。

（構造設備の基準）

第四十六条 ユニット型介護医療院の建物（入居者の療養生活のために使用しない附属の建物を除く。以下この条において同じ。）は、耐火建築物でなければならない。ただし、次のいずれかの要件を満たす二階建て又は平家建てのユニット型介護医療院の建物については、準耐火建築物とすることができる。

一・二 (略)

3 2 (略)

一・二 (略)

三 診察の用に供する電気、光線、熱、蒸気又はガスに関する構造設備については、危害防止上必要な方法を講ずることとし、放射線に関する構造設備については、医療法施行規則第三十条、第三十条の四、第三十条の十二、第三十条の十四、第三十条の十六、第三十条の十七、第三十条の十八（第一項第四号から第六号までを除く。）、第三十条の十九、第三十条の二十第二項、第三十条の二十一、第三十条の二十二、第三十条の二十三第二項、第三十条の二十五、第三十条の二十六第三項から第五項まで及び第三十条の二十七の規定を準用する。この場合において、同令第三十条の十八第一項中「いずれか及び第四号から第六号までに掲げる措置」とあるのは「いずれか」と読み替えるものとする。

四一七 (略)

（準用）

第五十五条 第七条から第十三条まで、第十五条、第十七条から第二十号まで、第二十三条、第二十五条から第二十八条まで及び第三十二条から第四十二条までの規定は、ユニット型介護医療院について準用する。この場合において、第七条第一項中「第二十九条に規定する運営規程」とあるのは「第五十二条に規定する重要事項に関する規程」と、第二十七条第二項中「この章」とあるのは「第五章第三節」と、第四十二条第二項第四号中「第十六条第五項」とあるのは「第四十八条第七項」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。